様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　202■年　■月■日

中部経済産業局長殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所　　■県■町

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称　　麺処■■

代表者の役職及び氏名　　代表　■■　　　　印

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名　　 　　代表　■■

資本金又は出資の額　　　　　なし　　　 　 　　　　　 常時使用する従業員の数　■人

業種　　　　76　　　　飲食業

法人番号　　　　　　　なし　　　　　　　　　　 設立年月日　　 平成　■年 ■月 ■日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当店は、約■年にわたる料理人歴があり、ホテルの料理長も務めた店主が、地元である■県■町にて、ラーメン店を営業している。  当店が早期に復旧しないと、仕入先にも影響が出るとともに、サラリーマンや地域のお客様への食の供給にも影響が出ることになる。また、パート、アルバイトの従業員もおり、地域の雇用にも影響が出る。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む。  1.自然災害、感染症発生時において、人命を最優先として、従業員と従業員の家族、および来店客の安全と生活を守る。  2.地域社会の安全に貢献する。  3.来店客と従業員の安全と生活を守り、同時に地域の食の供給責任も果たす。 |
| 事業活動に影響を与える 自然災害等の想定 | 当店の事業拠点は■県■町にあり、近隣地域での感染者が増加している状況を鑑みると、新型コロナウイルス感染症等の拡大による影響が想定される。  また、当所在地は、今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が、■.■％（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波は想定されていない(国土交通省ハザードマップ参照)。土砂災害警戒区域（急傾斜）にも想定されていない (■町ハザードマップ参照)。 |
| 自然災害等の発生が 事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度６弱の地震による震災及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。  （人員に関する影響）  営業時間中に地震が発生した場合、当社従業員だけでなく、来店されているお客様も含めて、設備や店内の什器の散乱、食器や装飾などの設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、周辺道路が地震の影響で通行止めになれば、お客様も従業員も帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。  感染症流行期においては、本人または家族への感染等により出勤できなくなる従業員が複数発生する。  これらの被害が事業に与える影響として、復旧作業が遅れ、それに伴って営業再開も遅れることになり、顧客に迷惑をかける、売上が減少するなどが想定される。  （建物・設備に関する影響）  当社の店舗は耐震構造にはなっているが、ガラス面が多く、店舗周辺へのガラスの飛散が想定される。さらに、設備とともに店内の什器の散乱、食器類の破損が予想される。停電が発生すれば、食材の冷蔵庫、冷凍庫が一時停止し、食材の品質に大きく影響する。  インフラについては、電力・水道は１週間程度、ガスは２週間程度供給が停止するほか、周辺道路の損傷は、２週間程度回復まで必要となる見込み。  これら被害が事業活動に与える影響として、それらが回復するまでは営業停止を余儀なくされる。  　感染症流行期には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、従業員の感染拡大を防ぐことができなくなる。従業員が感染した場合、一定期間休業すること等が考えられる。  （資金繰りに関する影響）  資金繰りについては、営業休止により営業収入が得られなくなることが想定され、円滑な資金調達ができなければ運転資金が枯渇する恐れがある。巨大地震が発生した場合は混乱も大きく、仕入等の支払いも滞りが生じる。  感染症流行期には、感染拡大防止の観点から、時短営業や休業により売上の減少が想定される。  　これらの被害が事業活動に与える影響として、売上が減少する一方、固定費等の支出が増加し資金繰りが悪化することが想定される。  （情報に関する影響）  レジ、ＰＣに入っている販売実績データだけでなく、食材の仕入伝票などの書類が毀損した場合、販売状況だけでなく、仕入のノウハウや人脈などの情報が紛失することで、営業再開が遅れることが想定される。 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目 | | 初動対応の内容 | 発災後の  対応時期 | 事前対策の内容 | | １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難方法 | 発災直後／国内感染者発生後 | 震災  ・店舗および敷地内の安全エリアを設定し、周知  ・店内避難経路を表示、案内標識を確認  ・避難所の場所を確認し、そこまでの経路を確認  感染症  ・調理場や店内の消毒、従業員の検温、手洗い等の徹底 | | 従業員の安否確認 | 発災直後／国内感染者発生後 | 震災  ・店内の声がけによる安否確認をするルールを設定  ・携帯電話会社の安否確認サービスを活用  ・従業員の連絡先一覧表の整備（携帯電話番号、メールアドレス、SNS、住所、通勤手段等）  感染症  ・体調不良の従業員の出勤停止や交代勤務規定の整備  ・出勤前の検温の励行 | | 顧客の避難方法、安否確認 | 発災直後／国内感染者発生後 | 震災  (従業員の避難方法と同内容に加え)  ・発災時の店内への安否確認の案内および従業員による誘導方法の内容を決定  ・避難場所までの誘導のガイドラインを設定・周知  顧客の安否確認と避難ート決定  感染症  ・従業員へのマスク着用を義務づける  ・来店者への手指の消毒及びマスク着用を依頼する。 | | 設備の緊急停止方法 | 発災直後 | 震災  ・緊急時の機器停止手順の表示と周知・確認 | | ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ | 発災後  １時間以内／  社内感染者発生後 | 震災  ・設置基準(震度、被害状況から)の策定  震災・感染症共通  ・災害対策本部の体制の決定  ・代表取締役不在の場合の代理者選定ルール | | ３ | 被害状況の把握 被害情報の共有 | 被災状況、生産や販売への影響の有無の確認  当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の自治体当局、保健所、商工団体に報告 | 発災後１２時間以内／  社内感染者発生後 | 震災・感染症共通  ・被害情報の確認手順の整理  ・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等  ・地元自治体、商工団体、主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成  感染症  ・感染者発生を報告するための連絡先の整備、保健所、取引先、顧客等への報告方法等の確認  ・濃厚接触者の特定方法の整理 | | ４ | その他の取組 |  |  |  | |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備 | ＜現在の取組＞  ・現在、具体的な対策は行っていない。  ＜今後の計画＞  震災・感染症共通  ・店舗から２km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。  ・出勤できない従業員が発生した時のために、顧客や業務内容毎に簡易なマニュアルを作成し、従業員同士で閲覧可能な状態にする。  震災  ・回復が見込める段階での応援を要請するために、仕入先との相互の協力体制の取り決めをしておく。  感染症  ・地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入する。 |
| B | 事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞  ・現在、具体的な対策は行っていない。  ＜今後の計画＞  震災  ・揺れによる店内装飾などが落下しないように、ボルトでの締め付け、ワイヤーなどでの補強を実施する。  ・火災が発生しにくくなるように、震度センサーつきの機器に変更を検討する。  感染症  ・マスクや消毒液等、衛生用品を平時から備蓄しておく。  ・感染防止対策のため、店内除菌に必要な次亜塩素酸発生装置を購入する。 |
| C | 事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞  震災  ・現在、火災保険（地震保険）に加入しているが、保険の対象範囲は建物のみの契約で、調理場設備や什器、食器等は加入していない。  ＜今後の計画＞  震災  ・現在加入している火災保険（地震保険）に、調理場設備や什器及び食器類も加える。  震災・感染症共通  ・地震や感染症が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メイン銀行の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。 |
| D | 事業活動を継続するための 重要情報の保護 | ＜現在の取組＞  ・現在、具体的な対策は行っていない。  ＜今後の計画＞  震災・感染症共通  ・仕入データ、売上データのデータなどレジ関連のデータを、深夜に1日1回サーバーにバックアップをとり、クラウドにもコピーを取る。  ・食材、消耗品の残数を確認するために、1日1回撮影する。 |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得  年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■銀行　■支店 |
| 住所 | ■県■町 |
| 代表者の氏名 | 支店長 ■■ |
| 協力の内容 | 地震及び感染症が発生した際に緊急融資が受けられるような日常的なコミュニケーションを実施する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■町商工会 |
| 住所 | ■県■町 |
| 代表者の氏名 | 会長　■■ |
| 協力の内容 | ・大規模な地震及び感染症の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。  ・地震及び感染症に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。  ・発災した際の被災情報及び感染症の発生状況等の情報共有をする体制を構築する。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| * 発災に向け、平時の取組については、店長の指揮の下で実施する。 * 年１回(5月を予定)以上、発災を想定した避難誘導訓練や教育を実施する。 * 年１回(事業年度末を予定)以上、事業継続に向けた取組内容を確認し、見直す打合せをする。 |

４　実施時期

■年　■月～　 ■年　■月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施 事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格